

<資料2-2>

第1回市民説明会（24.1.14開催）意見の概要及び市の回答一覧 計10件

	意見の概要	市の回答
女性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民は何か困ったときに、まず市役所を頼りにする。市はそれに応えられるようにしてほしい。 また、ガイドボランティアが無くなつたと聞いているが本当にそうなのか。 全国一律の考え方は理解できるが、重度の視覚障害者でない方が、支援から漏れてしまうのではないかと心配である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談に来られた市民に対しては、適切な対応と迅速な支援をしていきたい。 ガイドヘルパーについては、各自治体の状況に応じて実施する地域生活支援事業の移動支援事業として実施してきたが、平成23年度、障害者自立支援法の改正により、国の施策として全国一律地域格差のないように、重度視覚障害者に対して同行援護を行うこととなった。 移動支援と同行支援の関係であるが、重度の視覚障害者は外出の際、必ずヘルパーが必要なので国でも手厚い支援を行うために同行援護事業を創設した。従来の移動支援、ガイドヘルパーがなくなつたわけではなく、従来どおり利用はできる。
男性	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員がいない地区が随分ある。いたとしても認知度が低い。欠員地区をなくすことと民生委員に気軽に相談できるようにする対策を聞きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 欠員地区については、現在新たな民生委員候補を探しているところであり、欠員地区をなくすことが最大の目標である。アンケート調査結果においても認知度は低い。どのようにすれば認知されるかは、今後の研究課題である。
男性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進計画における数値目標で具体的な数値がないのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民健康づくり審議会において検討した結果、具体的な数値目標が設定しにくい施策は、「減らす」・「増やす」の表現にした。
男性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昨年8月に障害者総合福祉法の骨格提言がなされたが、今回の障害者計画は新法に対応し、見直しを直ちに行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法整備はこれからなので何とも言えないが、どういった形で反映できるか検討していきたい。
男性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の方は精神障害者の数にカウントされているのか。また、どの程度おられるのか把握しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症で精神疾患の診断を受けている場合がある。統計は精神障害者保健福祉手帳保持者や自立支援医療受給者など、手帳等で確認できる数だけであり、認知症の方がどれだけいるのかは把握できていない。

	<p>○ 精神障害者の新しい取り組みとして、アウトリーチというものがある。市では検討しているのか。</p>	<p>○ 訪問サービス、相談支援等のことと把握している。どのように連携し実施していくのか検討中である。</p>
女性	<p>● 福祉避難所の設置が少ない。緊急避難の体制整備は重要だと思う。具体的にどのように考えているのか。</p>	<p>● 福祉避難所について、福祉保健部では障害者福祉センターの1ヶ所のみである。現在、さらに2ヶ所の事業所と協議中であり、今年度中には協定を結ぶ予定である。今後、増やしていく取り組みをしていく。</p>
女性	<p>○ 介護予防に関するアンケート結果で、事業の認知度は増えているが、申し込んでも利用できなかつたり、サービスを知らない人がいると思う。その方たちを福祉サービスに結びつける方策を聞きたい。</p>	<p>○ 高齢者の関係では、市内に4ヶ所の地域包括支援センターがある。団地の全戸訪問などの取り組みを進めており、どこにどのような人が住んでいるのか情報収集から始めている。高齢者のネットワークづくりも進めているが、周辺住民からいかに情報をいただけるかにもかかっている。</p>
男性	<p>● 今回は計画の素案であるが、策定はいつになるのか。</p>	<p>● 平成24年3月末の予定である。現在、パブリックコメントを募集中であり、市民説明会もあと1回あるので、そこでのご意見を踏まえて策定していく。</p>
女性	<p>● 計画の中身を具体的にどうしていくというような計画はあるのか。また、市民への周知はするのか。</p>	<p>● 本計画に基づき、各課で年次計画を立て各事業の予算化を行っていく。また、市民向けには、予算編成の一部公表を行っているので参考願いたい。</p>

※ ●は総論・地域福祉計画に関する内容を示す。